

(地球温暖化対策の推進に関する法律
第21条に基づく地方公共団体実行計画)

第2次朝日町地球温暖化対策実行計画

令和元年度～令和5年度

三重県朝日町

目 次

1. 背景	1
2. 基本的事項	1
3. 温室効果ガスの排出状況	3
4. 温室効果ガスの排出削減目標	4
5. 目標達成に向けた取組	4
6. 進捗管理体制、進捗状況の公表	5

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成 27 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成 10 年地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成 28 年には、地球温暖化対策計画 (平成 28 年 5 月 13 日閣議決定) (以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和 12 年度に平成 25 年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実行するよう求められています。

朝日町においても、公共施設への太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を進めることを始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2. 基本的事項

(1) 目的

朝日町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「朝日町事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、朝日町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

朝日町事務事業編の対象範囲は、朝日町の全ての事務・事業とします。

(対象施設一覧)


施設名	施設名
朝日町役場	朝日町立朝日小学校
朝日町上下水道課	朝日町立朝日中学校
朝日町教育文化施設	朝日町公民館
あさひ園	朝日町体育館

(3) 対象とする温室効果ガス

朝日町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

令和元年度から令和12年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の令和5年度に、計画の見直しを行います。

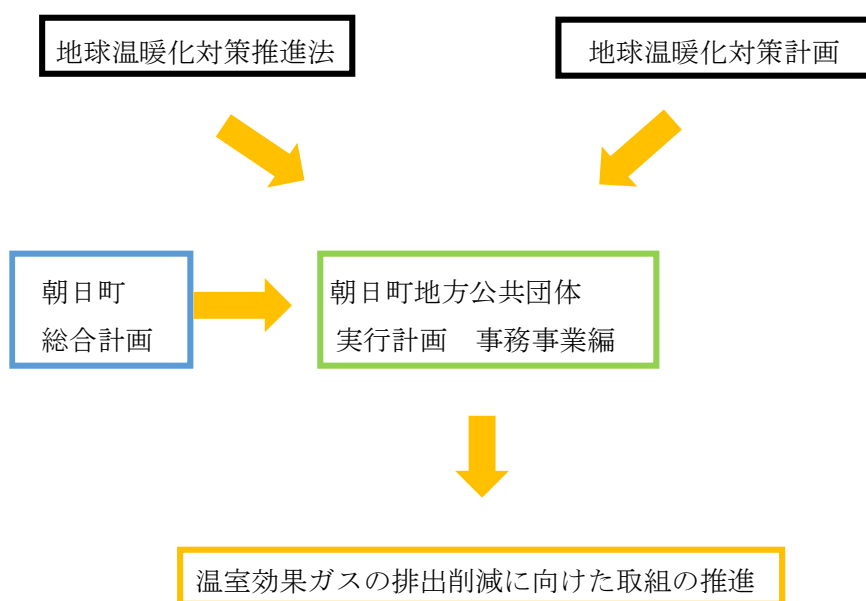
項目										
	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	・・・	R12	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				計画 見直		目標 年度	
計画期間										

計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

朝日町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び朝日町総合計画に即して策定します。

朝日町地方公共団体実行計画 事務事業編の位置付け



3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量

朝日町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成 29 年度において、1,114 t・CO₂となっています。

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

朝日町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- ・園児・児童・生徒数の増加
- ・小・中学校へのエアコン設置

② 減少要因

- ・小学校体育館屋根への太陽光発電施設の導入
- ・中学校校舎屋根への太陽光発電施設の導入
- ・公用車更新時のエコカー導入

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、朝日町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和 12 年度）に、基準年度（平成 29 年度）比で 26%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（平成 29 年度）	目標年度（令和 12 年度）
温室効果ガスの排出量	1,114t-CO ₂	820t-CO ₂
削減率	—	26%

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・空調機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・庁舎を含む、公共施設の LED 化を進めます。
- ・街路灯・防犯灯の LED 化を進めます。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化を努めます。

- ・温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- ・用紙の節減・節水・ゴミの減量に取り組みます。
- ・グリーン購入法適合商品の購入に努めます。
- ・グリーン契約推進に向け、調査・研究を行い、実施を目指します。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ・新庁舎建設時には太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を検討します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。また、ノー残業デーの徹底などで節電に努めます。
- ・空調はクールビズ、ウォームビズに取り組み、適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともにエコドライブを実践します。

6. 進捗管理体制、進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するため、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」及び「地球温暖化対策推進委員」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に各課及び各施設の長を責任者とします。本計画の進捗状況を管理し、定期的に事務局に報告します。

② 地球温暖化対策推進委員

各課及び各施設に1名配置します。推進委員は、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者より指名された者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を定期的に推進責任者に報告します。

③ 地球温暖化対策事務局

町民環境課長を事務局長とし、町民環境課職員で構成します。事務局は、各課及び各施設の状況を把握し、朝日町地球温暖化対策実行計画策定委員会に報告をします。

(2) 点検・評価・見直し体制

朝日町事務事業は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、朝日町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 朝日町事務事業編の見直し

朝日町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理し、朝日町地球温暖化対策実行計画策定委員会に報告します。

委員会は、進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（令和4年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、令和5年度に朝日町事務事業編の改定を行います。

(3) 進捗状況の公表

朝日町事務事業編の進捗状況は、朝日町の広報紙やホームページ等で公表します。